様式

# 委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和2年6月4日

□中止

| | |
|---|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 徳島県 |
| 3. 市区町村名 | 三好市 |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 116-3-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/docs/mynriyou.html |

執行機関名　三好市教育委員会

**知事等（教育委員会）が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務**

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①事務の名称 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 三好市立幼稚園保育料等徴収条例(平成18年三好市条例第91号)による保育料決定に関する事務であって保育料及び預かり保育料決定に係る事務 |
| ②番号法別表第1の項 | 94 | |
| ③番号法別表第2の項 | 116 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 三好市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第一　第16の項　三好市立幼稚園保育料等徴収条例(平成18年三好市条例第91号)による保育料決定に関する事務であって保育料及び預かり保育料決定に係る事務務 |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)　第一条 | 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則　第1条、第4条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。 | (趣旨)<br>第1条　この条例は、三好市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の保育料等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。<br>(納入義務者)<br>第4条　保育料及び預かり保育料は、保育を受ける児童の扶養義務者からこれを徴収する。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 三好市立幼稚園保育料等徴収条例(平成18年三好市条例第91号)<br>三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則(平成18年教育委員会規則第13号) |

2．準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 | 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則第1条 |
| ②事務の内容 | 子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 | 三好市立幼稚園保育料等徴収条例(平成18年三好市条例第91号)による保育料決定に関する事務であって保育料及び預かり保育料決定に係る事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ | 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則第2条第1項 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ハ | 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則 別表第1(多子算定の基準) |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ト | 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則第2条第5項2号ア |
| ②情報提供者 | 都道府県知事 | 都道府県知事 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 | 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 |
| 特定個人情報4 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 チ | 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則第2条第5項2号ウ |
| ②情報提供者 | 都道府県知事 | 都道府県知事 |

| | | |
|---|---|---|
| ③提供を求める特定個人情報 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報 |
| 特定個人情報5 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 リ | 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則第2条第3項 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 生活保護実施関係情報 | 生活保護実施関係情報 |
| 特定個人情報6 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ワ | 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則第2条第5項2号エ |
| ②情報提供者 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報 |
| 特定個人情報7 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ヲ | 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則第2条第5項2号エ |
| ②情報提供者 | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 厚生労働大臣又は日本年金機構 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 | 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 |
| 特定個人情報8 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令　　条　　項　　号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |
| 特定個人情報9 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令　　条　　項　　号 | |
| ②情報提供者 | | |